

鳥取大学における発明者の出願動向と課題に対する取組み

○山岸 大輔、三須 幸一郎

(鳥取大学 産学・地域連携推進機構 知的財産管理運用部門)

1. はじめに

全国の大学と同様に鳥取大学においても、法人化後より出願する特許件数も年々増加傾向にあり、保有特許の件数が蓄積されるに従って、特許活用に向けた活動が重要となっている。また、当初の出願が審査時期にあり、権利化に係る経費負担の割合が多くなる傾向にあり、新規出願に関してはより慎重に発明の評価等を実施する必要性が高くなっている。より活用に適した出願を行うために、大学における活用形態について調査等を行ってきた。大学における知財活用に関しては、一般的に(1)知的財産権自身の活用を目的とした実施許諾や権利譲渡、(2)特許技術の展開を図る共同研究や受託研究、(3)研究成果の発展を目指した外部資金の獲得などが挙げられ、鳥取大学における効果的な知的財産の活用について検討を進めたところ、特許の活用に関しては、主に共同研究、プロジェクト研究に至るケースが多いことが示された。このような活用形態に着目し、より知財活用を促進するために、学内においてより研究者の連携を促進していくことの重要性が示唆されたことから、そのような案件に共通する要因を整理するため代表的な事例紹介を前回の産学連携学会高知大会において報告を行っている。今回、そのような特許技術を中心とした連携、共同研究等を推進するうえで、発明者の集中傾向という問題が、特許相談及び出願実務を通じて感覚的に認知されたことから、平成24年度後半より、特に新規発明者の支援を重視することを試みている。本報告では、このような現状を分析するとともに、新規案件に関する発明相談の対応事例等について報告する。

2. 調査内容

鳥取大学において出願された発明者における出願動向について、平成16年より出願された約400件について発明者別に整理し、それぞれの出願回数をまとめた。なお抽出した発明者は、主に直接的に出願に関わる代表発明者とした。

3. まとめ

鳥取大学における出願プロセスについて、特に大学単独出願となる案件については原則弁理士を含めた特許相談会によって相談を受け、特許性の判断と先行技術調査等を実施している。特許性が明確になった発明に関して、JSTからの外部委員を含む発明審査委員会において、発明者本人が説明し、質疑応答ののち帰属が決定している。また、出願に関しては特に特許相談を重視しており、発明の承継率は約85%以上となっている。出願数は、日本出願のみで年間40～50件であり、平成22年度まで増加傾向にあったが平成24年度に関して減少しており、発明相談に関しても同様の傾向がある。今回、発明者の集中傾向に関して調査したところ、出願1階目と2回目以上において各年度を比較した結果、法人化直後の平成16年度では、出願1回目の割合が65%、その後20～40%で推移し、平成23年度より10%台となっていた。新規発明者に着目した平成24年度後半より、比較的活用に関して展開が図られやすい医療系の特許相談時を重視して、早期の連携及び活用を目的とした出願を試みている。平成25年度10月末に関しては、新規発明者の増加しており、また出願された案件に関して、実用化に向けた連携が図られている。

今回の分析で客観的数値として発明者の傾向が明らかになったため、引き続き学部別に知財戦略を整理し、また活用案件の事例を分析し、より大学に適した知財戦略を策定できるよう、検討を進める予定である。

【参考文献】

- 1) 山岸大輔、加藤優、清水克彦、三須幸一郎、南三郎：「知財活用に向けた学内連携と波及効果」、産学連携学会 第11大会予稿集， pp.152, 2013.